

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 8281-1（以下、第1部）の規定による。） スイッチ及び露出形スイッチ取付用ボックスは、通常の使用時にその性能が確保でき、危険（リスク）を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を確保するような構造で、組み立てなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 13 13.5 箇条 18 18.1	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 構造 13.5 つまみの連結 電子制御装置のつまみが緩むことによって危険を生じるおそれがある場合、通常の使用状態において緩まないような確実な方法で固定しなければならない。つまみによって電子制御装置の操作状態を示す場合、つまみを誤った位置に取り付けて操作をすると危険を生じるおそれがある場合には、つまみを誤った位置に固定可能であってはならない。 箇条18 投入遮断容量 18.1 全般 電子スイッチ及びHBES／BACS(住宅用及びビル用電子システム/ビル用自動制御システム)スイッチは、適切な投	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 102 102.1 附属書 A A.13 A.13.17	入遮断容量をもたなければならない。 箇条102 部品 102.1 全般 電子制御装置の中で用いる構成部品に動作特性の表示がある場合には、この規格で特に例外規定がある場合を除き、これらの表示に従って用いなければならない。 附属書A 可とうケーブルの引出し口及び保持のための装置をもつ電子制御装置への追加要求事項 A.13 構造 A.13.17 可とうケーブルは、関連規格に適合しなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条101 101.1 101.4	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条101 異常状態 101.1 全般 電子制御装置は、異常状態でも危険な状態を生じてはならない。 101.4 負荷回路の短絡 電子スイッチ及びHBES／BACSスイッチは、周囲に危険を及ぼすことなく、負荷回路に加わる可能性のある短絡電流に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条102 102.1	箇条102 部品 102.1 全般 故障することによって、電子制御装置に危険を生じるおそれがある部品は、適用可能な限り、関連規格に規定する安全性要求事項に適合しなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 8 8.1 8.3	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示 8.1 全般 電子スイッチ及びHBES／BACSスイッチには、次の表示をしなければならない。 一定格電圧 一定格電流又は定格負荷 一電源の種類の記号 一製造業者又は責任ある販売業者の名称、商標又は識別記号、等 8.3 表示の視認性 二つ以上の負荷の種類に適しており、電子スイッチ又はHBES／BACSスイッチに表示がない場合は、負荷の種類の表示を附属の説明書に記載しなければならない。さらに、それぞれの負荷の最小電流（ある場合）及び最大電	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.4	流、又は最小負荷（ある場合）及び最大負荷を、ボルトアンペア又はワットで、負荷の種類ごとに表示しなければならない。 鉄芯変圧器とともに用いることを意図した位相カット調光器の場合、この位相カット調光器とともに用いることを意図する変圧器以外を用いてはならないという情報を、製造業者の説明書に記載しなければならない。 8.4 相導体のための端子の表示 電子制御装置への電線の接続方法が端子の記号の表示によっても分かりにくい場合には、結線図を各電子制御装置に備えなければならない。 スイッチ回路をSELV回路及びPELV回路で使用不可能な場合は、関連情報を製造業者の説明書に記載しなければならない	
				8.7	8.7 表示に対する追加要求 床上1.7 mよりも高い位置に設置することを意図する検出ユニット用の窓（レンズなど）をもつ電子制御装置は、この情報を、説明書に記載しなければならない。 電子制御装置が、プリント配線板など電子スイッチ内の他の部品を通して、入力端子にループスルー機能を提供する場合、上流に設置するヒューズ及び回路遮断器の最	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 10 10.101	大定格電流は、製造業者が説明書で指定しなければならない。 箇条10 感電に対する保護 10.101 ヒューズ交換又は制御設定の調整に関する要求事項 安全なヒューズの交換及び制御設定の安全な調整のための条件は、該当する場合、製造業者の説明書に明記しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条17 17.1 箇条18 18.101	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条17 温度上昇 17.1 全般 接点の金属及び設計は、電子スイッチ及びHBES／BACSスイッチの開閉動作が酸化、その他の劣化による影響を受けないものでなければならない。電子スイッチ及びHBES／BACSスイッチの設計及び材料は、通常の使用状態での温度上昇によって、内部の材料及び部品が悪影響を受けないものでなければならない。 箇条18 投入遮断容量 18.101 モータ制御回路用接点機構 モータ制御回路用接点機構は、規定のサイクルの動作試験後使用を損なう損傷があつてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				18.102	18.102 特別低電圧白熱灯用の鉄芯変圧器の電圧制御用電子スイッチ及びHBES／BACSスイッチ 特別低電圧（ELV）白熱灯（例えば、ハロゲンランプ）用の鉄芯変圧器の電圧制御用電子スイッチ及びHBES／BACSスイッチについて、規定の開路動作試験後使用を損なう損傷があつてはならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条8 8.1 箇条13 13.9	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示 8.1 全般 電子スイッチ及びHBES／BACSスイッチには、次の表示をしなければならない。 ー 危険な充電部への接近又は外来固形物の有害な侵入に対する保護に関する第1特性数字が、5以上の場合は表示し、この場合は、第2特性数字（水の有害な浸入に対する保護等級）も表示しなければならない。 ー 水の有害な浸入に対する保護に関する第2特性数字が3以上の場合は表示し、この場合は第1特性数字（危険部分への接近又は外来固形物の侵入に対する保護等級）も表示しなければならない。 箇条13 構造 13.9 IP20を超えるIPコードをもつ露出形スイッチ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					IPX4、IPX5及びIPX6のIPコードをもつ壁取付け可能な露出形スイッチは、排水孔がつけられる構造でなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.101 箇条17 17.1 箇条21 21.2	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 接地接続の手段 11.101 プリント配線板による保護接地の連続性 プリント配線板の材質は、ガラス布基材エポキシ樹脂銅張積層板でなければならない。 箇条17 温度上昇 17.1 全般 電子スイッチ及びHBES／BACSスイッチの設計及び材料は、通常の使用状態での温度上昇によって、内部の材料及び部品が悪影響を受けないものでなければならない。 箇条21 耐熱性 21.2 基本の耐熱試験 試験品の機械式部品は、試験中、その後の使用を損なういかなる変化も受けてはならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐと	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条10 10.101	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条10 感電に対する保護 10.101 ヒューズ交換又は制御設定の調整に関する要求事	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		10.102	項 ヒューズの交換又は制御設定の調整において、感電の危険があつてはならない。 カバー又はカバープレートを取り外した後も危険な充電部への接触に対する保護は確実にしなければならない。 10.102 換気用開口部 危険な充電部の上の換気用開口部は、通常の使用状態で電子制御装置を取り付けた場合に、これらの開口部に入る異物が危険な充電部に接触しない設計でなければならない。	
				箇条17 17.1	箇条17 温度上昇 17.1 全般 シーリングコンパウンドを使用している場合、シーリングコンパウンドは、危険な充電部が露出するほどに流出してはならない。	
				箇条20 20.2	箇条20 機械的強度 20.2 振り子ハンマ試験 試験後、危険な充電部に触れることが可能になってはならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当		第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条10 10.104 10.104.2 10.104.3	箇条10 感電に対する保護 10.104 接触電流に対する保護 10.104.2 HBES／BACSスイッチの接触可能な部分への許容される接触電流 HBES／BACSスイッチの接触電流は、単一故障時でも規定値以下でなければならない。 10.104.3 HBES／BACSスイッチから専用HBES／BACSネットワークへの接触電流の制限 主電源又は他のネットワークへのインタフェースから供給されるHBES／BACSスイッチからHBES／BACSネットワークへの接触電流は、規定値以下でなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条23 23.102 23.102.1	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条23 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 23.102 回路間の分離 23.102.1 全般 配置は、主電源（及び他の危険な電圧）の回路とSELV回路及びPELV回路との間の保護分離をもたなければならない。この分離のための、沿面距離及び空間距離は、規定値以上でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				23.102.3	23.102.3 回路間の基礎絶縁、二重絶縁又は強化絶縁の空間距離の寸法 SELV部分と接地間の空間距離は、規定値以上でなければならない。	
				23.102.4	23.102.4 回路間の基礎絶縁、二重絶縁又は強化絶縁の沿面距離の寸法 基礎絶縁、付加絶縁及び強化絶縁の沿面距離は、規定値以上でなければならない。 SELVと接地との間の沿面距離は、規定値以上でなければならない。	
				23.102.7	23.102.7 取付具（締付装置ユニット）間の外部沿面距離及び空間距離 外部配線用のSELV回路及び主回路の端子は、緩んだ導体 が他の回路に接触しないように、これらの取付具（締付装置ユニット）間の外部沿面距離及び空間距離が規定値以上になるように配置しなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 101 101.2 101.2.1	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条101 異常状態 101.2 異常状態時の温度上昇 101.2.1 電子制御装置は、異常状態となった場合でも、電子スイッチの周囲に対して火災の危険が生じるおそれ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				101.5	のある過度な温度になってはならない。 101.5 調光器に対する個別要求事項 白熱灯用及び／又は制御装置内蔵形ランプ用に分類する調光器の場合、非調光用制御装置内蔵形ランプをその回路に接続したとき、調光器の周囲に対して火災の危険が生じる温度に至る部分があつてはならない。	
				箇条 102	箇条102 部品	
				102.4	102.4 抵抗器 抵抗器の開路又は短絡によって、感電又は火災のおそれがある抵抗器は、電子制御装置の中で生じる過負荷条件の下で、適切な一定の値をもたなければならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条17 17.1	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条17 温度上昇 17.1 全般 電子スイッチ及びHBES／BACSスイッチは、通常の使用状態で過度の温度上昇がない構造でなければならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 13.5	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 構造 13.5 つまみの連結 電子制御装置のつまみが緩むことによって危険を生じる	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		る。			おそれがある場合、通常の使用状態において緩まないような確実な方法で固定しなければならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 13.15 13.15.1 箇条19 19.1	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 構造 13.15 引込開孔部のメンブレン及びレンズに対する要求事項 13.15.1 メンブレン、レンズ及びこれらと類似のものは、確実に固定しなければならない。かつ、通常の使用状態で発生する機械的ストレス及び熱的ストレスによって変位してはならない。 箇条19 平常動作 19.1 全般 電子スイッチ及びHBES／BACSスイッチは、過度の摩耗、その他の有害な影響なしに、通常の使用状態で生じる機械的ストレス、電氣的ストレス及び熱的ストレスに耐えなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） スイッチ及び露出形スイッチ取付用ボックスは、通常の使用時にその性能が確保でき、危険（リスク）を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を確保する	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ような構造で、組み立てなければならない。	
第 十 三 条	電気用品から 発せられる電 磁波による危 害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） スイッチ及び露出形スイッチ取付用ボックスは、通常の使用時にその性能が確保でき、危険（リスク）を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を確保するような構造で、組み立てなければならない。	
第 十 五 条 第 1 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						非該当が妥当と考える。
第十五条 第 2 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 3 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 六 条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電 系統や組み合わせる他の電気用品を考慮 し、異常な電流に対する安全装置が確実に 作動するよう安全装置の作動特性を設定す るとともに、安全装置が作動するまでの間、 回路が異常な電流に耐えることができるも のとする。	■該当 □非該当	箇条102 102.2	第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条102 部品 102.2 ヒューズ ヒューズを流れる故障電流が35 Aに制限されていない限り、JIS C 6575規格群又は他の関連する規格に適合し、定められた定格遮断容量をもつヒューズでなければならない。	
第 十 七 条	電磁的妨害に 対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害 により、安全機能に障害が生じることを防 止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条26 26.2 26.2.1	箇条26 電磁環境両立性（EMC） 26.2 イミューニティ 26.2.1 全般 電子制御装置は、スイッチの状態（“入”又は“切”）及び／又は設定値が妨害に対して保護される設計でなければならない。	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送 受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑 音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条26 26.3 26.3.1 26.3.2	箇条26 電磁環境両立性（EMC） 26.3 エミッション 26.3.1 低周波エミッション 電子制御装置は、回路網に過度の電磁妨害を引き起こしてはならない。 26.3.2 主電源端子又は負荷端子及び／若しくは制御端子 における無線周波数エミッション 電子制御装置は、過度の電磁妨害を引き起こしてはなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				26.3.3	ない。 26.3.3 0.15 MHz～30 MHzのTP伝送メディア及び通信端末での無線周波数エミッション TP伝送メディアを使用する通信端末及びHBES/BACSスイッチをもつ電子制御装置、並びにそれらの拡張ユニットは、バスケーブル及び通信回線上に過度のコモンモードノイズ電流を引き起こしてはならない。	
				26.3.4	26.3.4 30 MHzを超える無線周波数エミッション TP伝送メディアを使用する電子制御装置は、過度の妨害を引き起こしてはならない。	
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.3	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示 8.3 表示の視認性 規定の表示を、電子スイッチ及びHBES/BACSスイッチの主要部分に表示しなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの	□該当 ■非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		のに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				考える。
第 二 十 条 第 2 号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2024

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				